

公立大学法人敦賀市立看護大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 役員等
 - 第1節 役員（第8条－第13条）
 - 第2節 理事会（第14条－第17条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第18条－第21条）
 - 第2節 教育研究審議会（第22条－第25条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第26条・第27条）
- 第5章 資本金等（第28条・第29条）
- 第6章 委任（第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することを通して、豊かな教養と総合的な判断力、高度な専門的知識と実践力を有する人材を育成するとともに、看護の発展に貢献できる質の高い研究に取り組むことにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、敦賀市立看護大学（以下「大学」という。）を福井県敦賀市に設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、敦賀市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を福井県敦賀市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場及び敦賀市役所前の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 3人以内
- (3) 監事 2人

2 法人には、副理事長を置かない。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 理事は、あらかじめ理事長が定めた順序で、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、敦賀市長（以下「市長」という。）が規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が次に掲げる書類を市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他市長が規則で定める書類

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

8 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、条例若しくは市長の定める規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、市長が任命する。

2 理事長は、大学の学長となる。

3 第1項の申出は、理事長を選考するため法人に設置する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき行う。

（理事長選考会議）

第11条 選考会議は、次の各号に掲げる者各2人をもって構成する。

(1) 第18条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから、同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第22条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから、同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

2 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、選考会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事及び監事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

- 第13条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、別に定める。
- 2 理事の任期は、6年を超えない範囲において理事長が定める。
 - 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日（法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日）までとする。
 - 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

(設置及び構成)

- 第14条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、理事長及び理事により構成する。

(招集)

- 第15条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、理事又は監事から会議に付すべき事項を記載した書面で請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

- 第16条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。
- 2 議長は、理事会を主宰する。
 - 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について市長に対して述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事。
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならないこと。
- (3) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事。
- (5) 大学の学部、学科その他重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事。
- (6) 職員の人事の方針及び基準に関する事。
- (7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員6人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 現に法人の役員又は職員でない者で法人の経営に関し、広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第1号及び第2号に掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

4 第2項第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員から会議に付すべき事項を記載した書面で請求が

あったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第20条 経営審議会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関すること。
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関すること。
- (3) 経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関すること。
- (5) 大学の学部、学科その他重要な組織の設置、変更又は廃止に関すること。
- (6) 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち、職員定数その他法人の経営に関すること。
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関すること。
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第22条 法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員8人以内で構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 事務局長又は学長が指定する職にある者
 - (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者

- 3 委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、教育研究審議会の委員から会議に付すべき事項を記載した書面で請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第24条 教育研究審議会の議長は、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関すること。
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関すること。
- (3) 学則その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教員の人事に関すること。(第21条第6号に掲げる事項を除く。)
- (5) 教育課程の編成に関する方針に関すること。
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関すること。
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に関すること。
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関すること。
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第26条 法人は次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を推進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第27条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第28条 法人の資本金は、別表に掲げる敦賀市が出資する資産について、当該出資の日における時価を基準として敦賀市が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第29条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を敦賀市に帰属させる。

第6章 委任

(規程への委任)

第30条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長又は選考会議の議長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 法人の成立後最初の学長となる理事長の任命は、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、市長が行う。
- 3 前項の理事長の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、6年とする。

附 則

変更後の定款は、法第8条第2項の規定による福井県知事の認可の日から施行する。

別表（第28条関係）

1 土地

所在地	地目	地積（㎡）
敦賀市木崎78号亀田2番1	山林	17,264
敦賀市櫛川82号西沖谷1番4	山林	12,211
敦賀市沓見143号馬坂1番1	原野	1,185
敦賀市沓見163号東山1番2	雑種地	21
敦賀市沓見163号東山2番1	山林	734
敦賀市木崎79号西馬坂1番1	山林	215
敦賀市木崎70号西亀田7番1	山林	58
敦賀市木崎70号西亀田11番1	雑種地	151

2 建物

所在地	種類	構造	床面積（㎡）	備考
敦賀市木崎78号亀田2番地1	校舎・ 体育館	鉄筋コン クリート 造陸屋根 3階建	1階 4332.01	主たる建 物 管理棟、 研究室棟 、玄関棟 、教室棟 、体育館 を含む
敦賀市櫛川82号西沖谷1番地4			2階 3436.36	
敦賀市沓見143号馬坂3番地1、3番地2、4番地1			3階 782.00	
敦賀市沓見163号東山2番地1、3番地、4番地13	食堂	鉄骨造ル ーフイン グ葺平家 建	621.93	附属建物 符号1
	クラブ 室	鉄骨造陸 屋根2階 建	1階 87.48 2階 87.48	附属建物 符号2

	守衛所	鉄筋コン クリート 造陸屋根 平家建	21.84	附属建物 符号3
	機械室	鉄筋コン クリート 造陸屋根 平家建	109.31	附属建物 符号4
	車庫	鉄骨造陸 屋根平家 建	77.40	附属建物 符号5
	倉庫	鉄筋コン クリート 造陸屋根 平家建	22.75	附属建物 符号6